

交通安全だより

2020年 3月

幼児を自転車に乗せるとき

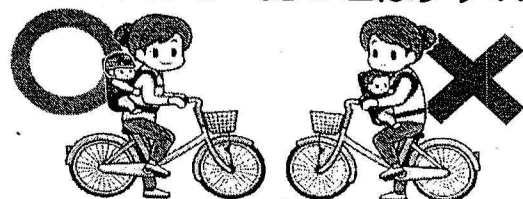
～安全な乗せ方を確認しましょう～



こんな事故が起っています…

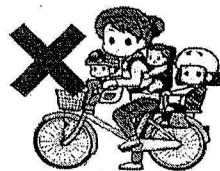
母親が次男(当時1歳)を抱っこひもで前に抱え、前の座席に長男(当時2歳)を乗せて自転車を運転中、手首にぶら下げた傘が前輪などに引っかかり転倒。長男はヘルメットを着用していてケガはなかったが、次男はヘルメットをつけておらず、頭を地面に打ち付けて死亡。
【2018・神奈川県】

おんぶは○、抱っこはダメ!?



子どもを抱っこしていると、視界の妨げになったり、両腕の間に幼児がはさまり、ハンドル操作が難しくなることから、転倒に繋がりますので危険です!

もちろん3人乗せは違反です!



京都府道路交通規則(第9条)

二輪または三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
○16歳以上の運転者が幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ)1人を幼児用座席に乗車させ、または背負い、ひも等で確実に緊縛している場合。

子ども2人を乗せることができるのは
幼児2人同乗用自転車だけ!

幼児2人を同乗させても十分な強度と制動性能があり、駐輪時の転倒防止のための安定性が確保されている自転車です。



幼児2人同乗用
自転車のマーク

安全性に配慮した自転車ですが、幼児2人を同乗させると不安定になるので、ルールを守り、より慎重な利用を心がけましょう!

今年度も残すところ後わずかとなりました。ぶどう組さんは4月から小学1年生! 残り少ない、こども園での生活を十分楽しんで欲しいと思います。入学後は、親の手を離れて一人で行動する機会が増え行動範囲が広がることから、入学前に比べて交通事故は大きく増加する傾向にあります。安心して学校生活が送れるよう、入学前のこの時期に親子で通学路を歩きながら、お子さんと危険箇所や交通ルールなどを確認してみてください。
京都府では「京都府自転車の安全な利用の推進に関する条例」として、自転車に幼児(6歳未満)乗せるときはその幼児に乗車用ヘルメットを着用させることを義務付けています。子どもの事故、命を守る為にも、ヘルメットを着用しましょう!

子どもの遊具を安全に!



～キックバイクなどの安全な使い方～

交通死亡
事故発生!

キックバイクに乗っていた幼児(4歳)が、信号のない交差点を直進しようとしたところ、左折してきた車と衝突し、体を強く打って2時間後に死亡。

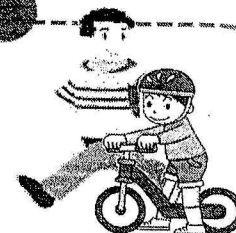
一緒にいた祖父は、幼児の後方を歩いていた。

【2018・岡山県】

安全に利用するために…

安全な場所で利用しましょう!

遊具であるキックバイクで、交通ひんぱんな道路等を通行することはできません。必ず使用可能な公園等の安全な場所を選んで利用させましょう。



大人が必ず付き添う!

幼児を遊ばせるときは、すぐ守ることができるよう、保護者は必ず付き添い、目を離さないようにしましょう!

道路交通法第14条(第3項)

児童や幼児を保護する責任がある者は、交通のひんぱんな道路または踏切やその付近の道路で児童や幼児を遊ばせたり、また、自分または自分に代わる監護者が付き添わないで幼児をひとり歩きさせてはならない。

ヘルメットを着用させましょう!

転倒した場合の頭部への衝撃やケガを減らすため、幼児用ヘルメットを着用させましょう。肘や膝当てプロテクターを着用すると、より安全ですね。



キックバイク(ペダルなし二輪遊具)は後々「自転車」へとつながる乗り物です。子どもが安全に利用するための約束事や、「止まる」ことの大切さなどを教え、子どもの安全意識を育みましょう!